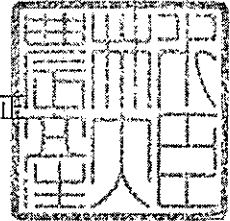


26 消安第 2006 号  
平成 26 年 7 月 11 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

農林水産大臣 林 芳正



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

下記の動物用医薬品に係る動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成 25 年農林水産省令第 44 号）第 2 条の基準を別紙のとおり改正することについて、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 3 項の規定に基づき、意見を求める。

記

塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤

## 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正（案）

## 改正の内容

省令別表第1において、塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤に係る使用者が遵守すべき基準を以下のとおり定める。

## 別表第1

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
<u>塩酸オキシテ トラサイクリン</u> を 有効成分とする 乳房注入剤	<u>牛（泌乳して いるものに限 る。）</u>	<u>搾乳後に1分房1回当たり 450mg（力価）以下の量を 1日2回以下注入すること。</u>	<u>食用に供するた めにと殺する前 14日間又は食 用に供するため に搾乳する前 144時間</u>

（下線部分が改正部分）

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新 出 発

取 止

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用 法 及 び 用 量	使用禁止期間
オキシテトラサイ クリン又はその塩 酸塩を有効成分と する注射剤であつ て2-ピロリドンを 含有するもの (これと有効成 分、分量、用法、 用量、効能、効果 等が同一性を有す ると認められるも のを含む。)	(略)	(略)	(略)
塩酸オキシテトラ サイクリンを有効 成分とする乳房注 入剤	牛(泌乳して いるものに限 る。)	搾乳後に1分房1回当たり450mg (カヘ)以下の量を1日2回以下 注入すること。	食用に供する ためにと殺す る前14日間又 は食用に供す るために搾乳 する前14時 間
(略)	(略)	(略)	(略)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用 法 及 び 用 量	使用禁止期間
オキシテトラサイ クリン又はその塩 酸塩を有効成分と する注射剤であつ て2-ピロリドンを 含有するもの (これと有効成 分、分量、用法、 用量、効能、効果 等が同一性を有す ると認められるも のを含む。)	(略)	(略)	(略)
[新設]			
(略)	(略)	(略)	(略)